

徳島市景観審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市景観まちづくり条例（平成25年徳島市条例第10号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、徳島市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、条例第23条の規定に基づき、会長が招集する。

2 会長は会議を招集する場合は、あらかじめ、審議事項、開催の日時及び場所を定めて、開催日の3日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に景観法第11条第1項に規定する景観計画提案を行おうとする住民等又はその代理人の出席を求め、説明を求めることができる。

(代理出席)

第3条 条例第21条第2項第2号に掲げる関係行政機関の職員である委員は、やむを得ない事情があるときは、その職務を代理する者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(審議会の開閉等)

第5条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は議長が宣告する。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第25条ただし書各号に掲げる場合は、会長は公開の可否について、審議会に諮って決定するものとする。

2 会議の公開に関し必要な事項は、徳島市景観審議会公開細則に定める。

(議案の宣告)

第7条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(議案の説明)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(発言)

第9条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなけれ

ばならない。

2 発言は、すべて簡潔にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

(質疑、討論及び表決)

第10条 議長は、議題についての質疑及び討議が終わったときは、表決に付きなければならない。

2 前項の場合においては、議長は表決に付する議題を宣告するものとする。

3 表決の方法は、挙手及び起立の2種とし、いずれの方法を用いるかは議長が定める。

4 議長は、表決の結果を宣告する。

(会議録)

第11条 議長は、事務局に会議録を作成させ、会議録には、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載させるものとする。

2 会議録には、議長が会議の初めに指定した2人の委員が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は条例第24条に規定する書面による審議があったときは、審議会の事務局に当該審議に係る委員の意見を付した報告書を作成させるものとする。

(事務局)

第12条 審議会の事務局は都市建設部都市建設政策課に置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。